

# 募集要項

ウクライナ・  
ビジネス支援事業

2024年4月15日

独立行政法人 国際協力機構

## 目次

<b>第 1 事業の概要・募集内容</b> .....	1
1. はじめに.....	1
2. 募集対象事業.....	2
<b>第 2 応募資格要件</b> .....	4
1. 募集対象の法人.....	4
2. 本支援事業の対象外となる応募.....	6
3. 留意が必要な調査内容.....	7
<b>第 3 審査</b> .....	10
1. 募集選考スケジュール.....	10
2. 信用調査.....	10
3. ヒアリング.....	11
4. 審査結果(採択・不採択の通知).....	11
5. 採択案件の公表.....	11
<b>第 4 応募方法</b> .....	12
1. 登録・応募書類提出.....	12
2. 応募書類.....	12
3. 応募後の辞退.....	14
<b>第 5 応募に係る諸条件</b> .....	15
1. 本支援事業対象国.....	15
2. スタートアップ企業による応募.....	15
3. 案件を実施中の法人による応募.....	16
<b>第 6 応募に係る参考情報</b> .....	17
1. 応募参考情報.....	17
2. 情報セキュリティの管理.....	17
3. 質問受付、お問合せ等.....	17

・別添資料

1. 制度説明資料（ウクライナ・ビジネス支援事業）
2. 審査基準
3. 調査支援対象費目
4. ウクライナ・ビジネス支援事業の実施に関する契約書（サンプル）  
（契約約款及び仕様書を含む）
5. 契約時誓約書（サンプル）
6. FAQ（よくあるご質問と回答）

・別添様式

- 様式 1. 同意書
- 様式 2. 企画書
- 様式 3. 調査支援対象経費積算表

# 第1 事業の概要・募集内容

## 1. はじめに

2022年2月24日、ロシアがウクライナ侵略を開始、約2年が経過した現在でもウクライナ東部・南部地域を中心に戦闘が続いています。このような緊急事態下において、日本は、G7の一員として、国際社会とともに、ウクライナ及びウクライナ周辺国への支援・協力を実施しています。

JICAは、戦争開始直後から財政支援（有償資金協力）、無償資金協力、技術協力と各スキームを用いながら、ウクライナの復旧・復興に貢献してきました。そのような中、今後その復旧・復興を加速するために求められているものは民間企業の有する資金・技術の活用、民間企業の参画による経済の活性化です。2023年6月にロンドンで開催されたウクライナ復興会議では民間企業の直接投資が今後の課題として挙げられており、それに対して日本政府は2024年2月に日本企業の協力を得て日本ウクライナ経済復興推進会議を開催し、官民をあげて復旧・復興に取り組む方針を打ち出しました。

JICAは上述の民間企業の参画促進に貢献にすべく、JICAの支援スキームである「中小企業・SDGsビジネス支援事業」をウクライナ向けに改編し、同国の復興・復旧に資するビジネスの展開支援を目的とした「ウクライナ・ビジネス支援事業」として実施（以下、「本支援事業」といいます。）することとしました。本支援事業は、ウクライナの復旧・復興に資するビジネス展開を検証する調査を提供する支援（この提案を行う民間企業を以下「提案法人」といい、その提案が採択された民間企業を以下「採択企業」といいます。）を通じて、民間ビジネスと連携した同国の開発課題解決の促進に資することを目的とします。

本募集はJICAが予め配置したコンサルタントによるビジネスアドバイザリ、調査事務補助を得ながら事業計画を策定する事業となります。提案法人の自社事業に対する助成金事業や補助金事業<sup>1</sup>とは異なることをご理解のうえ、**必ず制度の決まりを記した別添資料1「制度説明資料（ウクライナ・ビジネス支援事業）」を確認してからご応募ください。**

本支援事業はウクライナの復旧・復興の社会課題とニーズを理解し、その解決に資する民間企業等の製品/サービス・技術・ノウハウのニーズ確認を通じて、ウクライナの復旧・復興プロセスにおける課題の解決に資するとともに、提案法人の海外ビジネスの構築を支援するものです。よって、活動の中心となる製品/サービス・技術・ノウハウは提案法人固有又は提案法人がビジネス展開の権利を有する製品/サービス・技術・ノウハウであることを基本とします。

### (1) 各事業の目的と事業終了時の目標

<sup>1</sup>「国が特定の事務、事業に対し、国家的見地から公益性があると認め、その事務事業の実施に資するため反対給付を求めることなく交付される金銭的給付」。補助事業者の事業への財政援助の作用を持つ（委託費と補助金の違い（[mext.go.jp](http://mext.go.jp)）より引用）。

通常のビジネス化支援型の事業は「ニーズ確認調査」と「ビジネス化実証事業」がありますが、本支援事業は「ニーズ確認調査」に準じた制度となりますので、ご注意ください。ニーズ確認調査の目的及び事業終了時の目標は以下ご確認ください。

ウクライナ・ビジネス支援事業	
目的	ウクライナのビジネス展開に関する初期仮説に基づき、顧客ニーズの検証、顧客ニーズと製品/サービスとの適合性の検証を実施した上で、初期的な事業計画を策定する。
調査終了時の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>製品/サービスについて、ニーズと製品/サービスの適合性（価格帯を含む）が確認される。</li> <li>ビジネス展開に必要なパートナー企業・機関（候補含む）が見つかる。</li> <li>ビジネスを通じたウクライナの復旧・復興プロセスにおける課題解決の筋書きが可視化されることで、提案法人の経営戦略・ビジョンや当該事業の意義・位置付けが明確化される。</li> </ul>

(2) パイロット事業の実施について（予定）

JICAは本事業の採択企業の製品/サービスの調査を踏まえ、一定の要件を満たしウクライナ政府と実施合意ができた事業を対象に、ビジネス化実証にかかるパイロット事業を行う予定です。

## 2. 募集対象事業

対象法人※	<ul style="list-style-type: none"> <li>営利法人</li> <li>中小企業団体</li> <li>非営利法人</li> </ul>
事業経費 (コンサルタントが 管理)	上限 1,000 万円 (税別) <ul style="list-style-type: none"> <li>一般業務費 (特殊傭人費、車両関連費、セミナー等実施関連費、旅費・交通費 (航空券、日当、宿泊料)、資料翻訳費、雑費等)</li> <li>再委託</li> <li>国内業務費 (招へい費)</li> </ul>
期間	8 か月間程度
コンサルタント支援 内容	JICA コンサルタントによるコンサルティングサービス (4.5 人月程度) <ul style="list-style-type: none"> <li>ビジネスアドバイザー</li> <li>調査事務支援</li> </ul>

対 象 分 野	全分野（ウクライナの復旧・復興プロセスにおける課題に効果のあるもの）
対 象 国	ウクライナ（ただし、欧州地域等への渡航及び本邦招へいを認める。）
契 約 形 態	採択企業が「負担付贈与契約」を締結し、採択企業は契約書に定義する「成果品」を JICA に提出することを条件として JICA が調査支援（事業経費上限金額内での必要なリソースの現物支給及びコンサルタントによる助言）を採択企業に提供するもの（補助金ではない事に留意）。

※【各対象企業の定義】

非 営 利 法 人	社団法人、学校法人、財団法人、医療法人、NGO、NPO等
中 小 企 業 団 体	事業協同組合、事業協同小組合、企業組合、協業組合、商工組合

## 第2 応募資格要件

### 1. 募集対象の法人

本支援事業は日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人が対象となり、加えて本件公示日（2024年4月15日）時点において、共同企業体の構成員を含む提案法人等は以下(1)~(8)に示す要件を全て満たすことが必要です。また、応募後についても、これら要件の欠如・喪失は、採択解除・契約解除事由に該当する場合があります。具体的な対応は個別にJICAが判断します。

- (1) 法人設立後から1年以上であること
- (2) 次の3つの財務指標のいずれにも該当しないこと。財務諸表は一期1年として扱います。
  - ① 当期純利益が過去3期連続マイナス（当期純利益が直近の過去3期連続で赤字）
  - ② 直近期（一期1年）の貸借対照表で債務超過
  - ③ 直近の年商の3年平均が2000万円未満ただし、「スタートアップ企業<sup>2</sup>の提案」として応募され、スタートアップ企業に該当するとJICAが判断する提案は、①及び③の要件を免除します。「スタートアップ企業の提案」として応募する場合は「第5. 応募に係る諸条件、第3項」に詳細及び諸条件を記載していますので、必ずご確認ください。
- (3) 外国会社等に該当しないこと
  - ①会社法上の外国会社、②発行済株式若しくは議決権の総数又は出資金額の2分の1以上を外国会社が所有している企業、③親会社に外国会社を持つ場合、当該外国会社の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占める企業のいずれにも該当しないこと。日本企業の外国子会社は提案法人になることができません。
- (4) 以下のいずれにも該当しないこと
  - ①支払停止、又は支払不能の状態にある者、②破産申立、会社更正手続開始の申立、特別清算開始の申立、又は民事再生手続開始の申立がある者、③清算中である者、④直近一年間で、法人税、消費税及び地方消費税、源泉徴収した所得税及び住民税に未納がある者。
- (5) JICA から「独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づくJICAの契約競争から排除する措置（以下「措置」といいます。）を受けていないこと<sup>3</sup>。上記の措置を受けている者からの応

<sup>2</sup> 「スタートアップ企業」とは、①設立15年以下、②未上場、③スタートアップ企業向け外部資金（ベンチャーキャピタルからの投資実績、公的機関からのスタートアップにかかる助成金や委託事業等）が500万円以上あること、をすべて満たすことをJICAが認める場合とします。

<sup>3</sup> 措置対象者の確認が必要な方は、ウクライナ・ビジネス支援事業窓口（ukraine\_minren@jica.go.jp）までご照会ください。

募については、以下のとおり取り扱います。なお、外部要員の所属先が措置を受けている場合も含まれます。

- ① 応募書類の提出時に措置期間中の場合又は応募書類提出後採択通知以前に措置期間が始まる場合は、当該応募を無効とし、不採択とする。
- ② 措置期間以前に、採択通知されている場合は、契約手続きを進めますが、措置の対象となった不正行為の内容により、採択取消しを行う場合もある。
- ③ 本支援事業（前身の中小企業海外展開支援事業等を含む。以下(6)において同じ。）で措置を受け、本件公示日の時点で当該措置期間終了後3年を経過していない提案法人による企画書の審査において、採点結果（100点満点）から15点を減じます。また、本支援事業で措置を受け、当該措置期間終了後3年を経過していない法人又は個人を、外部要員、又は随意契約の相手方（現地再委託契約の相手方や現地傭人）とする提案を含む企画書も同様の取扱いとする。

(6) 提案法人（共同企業体を含む）及び外部要員の所属先（以下本項において「提案法人等」といいます。）が、企画書提出時点及び本支援事業に係る契約履行満了までの将来においても、以下の事由のいずれにも該当することはないこと。

- ① 提案法人等の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程(総)第25号）に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下「反社会的勢力」といいます。）である。
- ② 提案法人等の役員等が、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者であると認められる。
- ③ 反社会的勢力が提案法人等の経営に実質的に関与している。
- ④ 提案法人等又は提案法人等の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を以て、反社会的勢力を利用するなどしている。
- ⑤ 提案法人等又は提案法人等の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する等、直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- ⑥ 提案法人等又は提案法人等の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- ⑦ 提案法人等又は提案法人等の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ⑧ その他提案法人等が、東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行ったことがある。



- (7) 応募書類の提出時又は採択通第時において、JICA との間に履行義務があるにもかかわらず未履行の債務（契約上の義務を含みますがそれに限られません）を負っていないこと。
- (8) 過去 3 年間の「中小企業・SDGs ビジネス支援事業」の応募及び契約において、契約不履行、契約解除、提案法人側の事由に起因する JICA による採択取消し又は提案法人の申出による辞退等を行っていないこと（新型コロナウイルス感染症による影響など、やむを得ない事情と JICA が認める場合は除きます。また、起算日は契約解除、採択取消し又は辞退をした日とします）。

## 2. 本支援事業の対象外となる応募

以下(1)~(6)の要件の何れかに該当することが確認された応募は一律不採択となります。なお、各要件の起算日は本件公示日（2024 年 4 月 15 日）とします。また、採択後においてもこれら要件の欠如・喪失は、採択解除・契約解除事由に該当する場合があります。具体的な対応は個別に JICA が判断します。

### (1) 応募区分と対象となる法人区分が合致していない応募

本支援事業に共同企業体として応募する場合は、すべての構成企業が該当する法人区分を満たす必要があります。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 営利法人</li> <li>・ 中小企業団体</li> <li>・ 非営利法人</li> </ul> |
|---|

### (2) 不備・虚偽応募

必要事項の記載がない、本募集要項に違反している等、応募書類に不備や虚偽の記載がある応募。ただし、応募書類に一応の記載が網羅されている場合には、JICA としては直ちに不備応募とは扱わない場合があります。

### (3) 応募製品/サービス・技術・ノウハウの販売実績がない応募

原則応募製品/サービス・技術・ノウハウの販売実績がない応募は認めません。販売実績とは、製品/サービス・技術・ノウハウの提供の結果、金銭授受が発生した事実をもって販売実績とみなします。ただし、提案法人と資本関係・人的関係のある企業又は個人への販売は実績として認めません。また、いかなる販売先であっても実証や試用を目的とした販売は実績として認めません。

なお、提案製品・サービスの販売実績がなくとも、主たる要素技術の販売実績がある、又は提案製品・サービスの実証段階を終えていれば可とする。この場合、企画書において当該販売実績及び実証結果について記載すること。実証結果について JICA から求めがあれば詳細な資料を提出すること。

### (4) 複数応募

同公示回への複数の応募。共同企業体構成員が同じで代表法人のみを替えた応募、若しくは提案法人と外部要員を入れ替えた応募も複数の応募と見做します。但し、中小企業/中堅企業以外の営利法人の場合、異なる製品/サービス・技術・ノウハウの応募であれば、同じ支援メニューを含め同公示回への複数の応募が可能です。

(5) 他機関及び JICA 他事業との重複応募

提案法人（共同企業体を除く）が他機関・団体から受けている補助金等と「同様の内容（同一企業、同一国、同一商材（製品/サービス・技術・ノウハウ）、かつ同一調査内容が応募に含まれていること、以下「同様の内容」といいます。）」を重複して応募すること。

ただし、他機関・団体から受けている補助金等とは対象国、調査内容等が異なる提案内容であることが提案法人から明示され、JICA がその内容を認める場合には、本支援事業の対象となります。

(6) 法令に違反し又は環境社会に甚大な影響を及ぼす可能性のある応募

本支援事業において計画する活動の実施に伴い、日本国又は対象国における法令に違反し（第三者の知的財産権又は不正競争防止法によって保護される営業秘密を侵害する場合を含む）、又は環境・社会に甚大な負の影響を及ぼす可能性がある応募を含む応募（特に、不法占拠者を含む大規模な非自発的な住民移転が生じるケース、重金属等有害物質等による甚大な環境汚染が生じるケース、国立公園・国指定の保護対象地域を事業対象サイトとするケース）。

※ 本支援事業の対象サイトは、原則として、政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域（国立公園・保護区等）の外とします。本支援事業の対象サイトを上記地域外とすることが不可能で、本支援事業の対象サイトを上記地域内とすることが必須の場合は、上記地域内での事業実施や開発が、対象国の法規制上認められている等の国立公園・保護区等に関連する情報とともに、応募技術・製品が上記地域の保護の増進や回復を主たる目的とし、国立公園・保護区等に重大な負の影響を及ぼさないことを相手国政府の関係機関から書面で取り付け、企画書に必ず添付ください。なお、その応募内容の対象サイトを当該地域（国立公園・保護区等）内とするか否かについては、最終的には JICA が判断します。また、住民移転が想定される場合は、取得する主体とその規模について企画書で説明してください。

### 3. 留意が必要な調査内容

(1) テストマーケティングを伴う調査

現地渡航期間中は契約業務専念を原則としており、渡航先での納税義務違反などを回避するため、契約履行期間中の提案法人による商行為は想定していません。しかしながら、例外的にテストマーケティング等の試行的な販売活動やその他提案法人に収入を発

生せしめる活動を第三者に委託することで実施可能です。ただし、この場合も、金銭的価値ある商品や売上金ついて受注者の責任による遺漏なき管理が必要となりますので、ご注意ください。なお、生じた売上については、原則、対象企業に帰属します。また、実証・調査を目的としない収入を発生せしめる活動は、本支援事業の業務内容から予め除外することを原則とします。

## (2) 医療行為・治験等を伴う調査

### ① 医療行為

本支援事業の実施にあたり、提案法人（共同企業体を含む）/外部人材/補強の別を問わず、業務従事者による医療行為<sup>4</sup>については、以下の条件を満たす必要があります。応募時点で条件を満たしている、又はそのための準備が十分に進んでいることを前提とし、医療行為を含む活動を計画する場合は、ウクライナ（第三国渡航の場合は当該国）の保健医療事情や実施体制（技術移転の対象となる特定の医療技術のみならず、患者への安全確保に必要な医療施設での管理体制、チーム医療体制、技術管理体制、保健医療従事者の能力等）、ウクライナ（第三国渡航の場合は当該国）における法制度及び医療訴訟の判例の有無とその内容等、医療行為を実施する妥当性（免許、実績、語学力、組織としてのバックアップ体制等）について十分に検証いただき、詳細を企画書に記載してください。

#### <医療行為実施の条件>

- 医療行為を行う提案法人関係者がウクライナ（第三国渡航の場合は当該国）の有資格者として認定されていること、又は医療行為を行う認可をウクライナ（第三国渡航の場合は当該国）（中央又は地方政府）から書面で得ていること。
- ウクライナ（第三国渡航の場合は当該国）責任機関（公的機関の場合は保健省、民間機関の場合は保健省等監督機関又は民間病院）と免責事項について協議し、医療事故等の責任を問われた場合に、故意又は重過失による場合を除き、ウクライナ（第三国渡航の場合は当該国）責任機関が、JICA、提案法人関係者及び医療行為実施者に代わり責任を負担することについて、法的拘束力を有する合意文書をウクライナ（第三国渡航の場合は当該国）責任機関、提案法人及び JICA の三者（又は右三者と医療行為実施者の四者）で締結すること（応募書類提出時まで合意文書の取付けが困難な場合は、案件採択後、契約締結前までにウクライナ（第三国渡航の場合は当該国）責任機関からの理解を促進した上での合意文書取付けも可とする。）
- 故意又は重過失による医療過誤等に伴う民事責任及び刑事責任は、医療行為実施者が負うこと（JICA との契約書等にて定める。）。

<sup>4</sup> 本支援事業でいう「医療行為」とは、医師法等により医療従事者のみが行うことが認められている治療や処置・診断等であり、医学的な技術・判断がなければ人体に危害を及ぼす危険がある状況下において、患者に対して直接的にそのような行為を行うことを指す。なお、原則として、現地医療従事者が行う医療行為への指導等は「医療行為」に含まれない。但し、死亡・後遺症傷害等のリスクが高い医療行為及び三次医療施設等で、現地医療従事者が患者に医療行為を行う現場で指導等を実施する場合は、その行為を含むものとする。

- 患者又はその家族に対するインフォームドコンセントを得ていること。
- 医療賠償責任保険<sup>5</sup>に加入すること。本邦受入活動等で日本国内での医療行為を行う場合は、厚生労働省が定める臨床修練制度（医師法第17条他）<sup>6</sup>に従うこと。

② 治験等

治験等<sup>7</sup>（Clinical Trial）については、本支援事業として実施できません。なお、治験等の実施者（医療従事者等）に対する研修・指導・助言等は本支援事業に含めることができます。

(3) 軍又は軍籍を有する者が関与する調査

開発協力大綱（2023年6月閣議決定）において「開発協力の適正性確保のための実施原則」として「軍事的用途及び国際紛争助長への使用回避」という原則があり、本支援事業においてもこれを遵守する必要があります。同大綱の通り、「軍事的用途及び国際紛争助長への使用回避」の可能性を低いと判断せざるを得ない場合や、「民生目的、災害救助等非軍事目的の開発協力に相手国の軍又は軍籍を有する者が関係する場合」には、JICAが個別に検討し採否を含めた対応を判断します。

---

<sup>5</sup> 専門職賠償責任保険については現地で認定された保険会社のみ扱うことが可能。従って、保険加入自体は現地で行い、本邦の保険会社が現地保険会社をバックアップする「再保険制度」による対応となる。ただし本邦保険会社が現地法人を設立した場合は国内での支払も可能となる。なお、保険適用にあたり、加入者と訴訟対象者が同一である必要はないことから、提案法人自身が加入し、JICAとの契約内で精算する方法も可能。

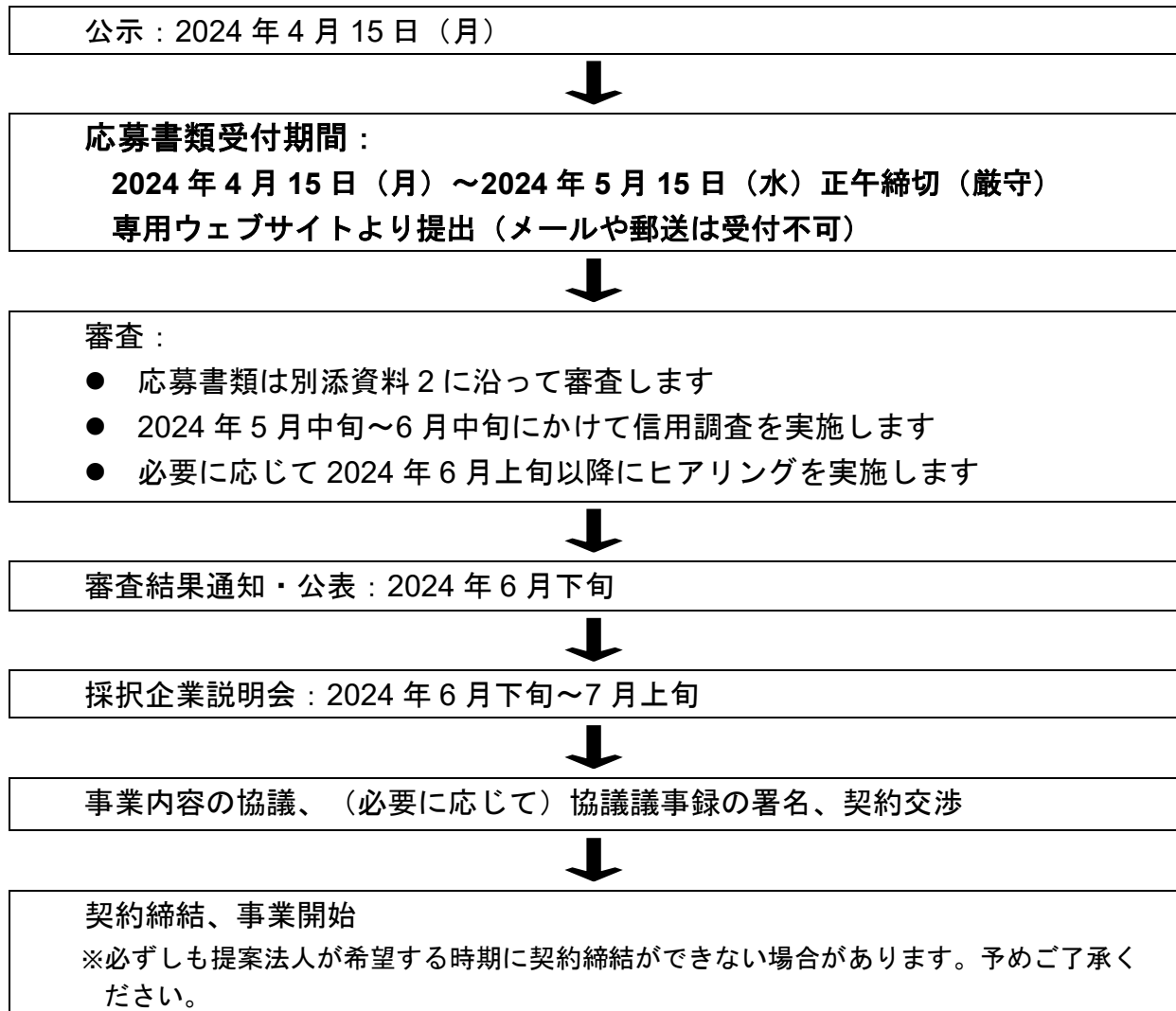
<sup>6</sup> 本邦受入活動の実施機関が、臨床修練制度に基づき、海外からの招聘者の医療行為に対する全ての責任を負うこととし、賠償保険に加入する。加入の履行確保は、JICAと提案法人との間で締結する契約書等で確認・合意する。なお、病院が加入する賠償保険についてはJICAとの委託契約に含めることができる。

<sup>7</sup> 企業或いは医師主導による治験だけでなく、未承認或いは未適応の医薬品等を使用した研究者による臨床研究（日本の臨床研究法で定める特定臨床研究に該当）も含まれます。医薬品等とは、医薬品（体外診断用医薬品を除く）、医療機器、再生医療等製品。日本の臨床研究法については以下を参照ください。  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000163417.html>

## 第3 審査

### 1. 募集選考スケジュール

募集選考のスケジュールは、下図のとおりですが、多少前後することがありますので、ご了承ください。2024年4月15日（月）～2024年5月15日（水）正午の期間にて、「第4. 応募方法、第1項」に記載の専用サイトから応募書類を提出してください。なお、応募書類受付期間以外のお応募やメール・郵送での提出は一切認められません。



### 2. 信用調査

基礎的な信用力等の確認のため、提案法人（共同企業体の構成員除く）を対象として、信用調査会社（株式会社東京商工リサーチを予定）に委託し財務情報の確認と聞き取り等による信用調査を実施します（2024年5月中旬～6月中旬予定）。信用調査会社へのご回答の際は、信用調査会社による情報の二次利用の可否についてもお伝えください。この信用調査の結果は審査において評価要素とします。信用調査にご協力いただけない場合は、

その他入手可能な範囲の情報に基づき評価しますが、ご協力いただけないことは審査において評価要素とします。

### 3. ヒアリング

企画書の内容確認などの観点から必要に応じて2024年6月上旬～6月下旬を目途に、オンライン（Microsoft Teamsを予定）でヒアリングを実施します。対象となる提案法人には別途ご案内します。ヒアリングの際に追加資料の提出を求める場合があります。当該ヒアリングの結果及び提出された資料は、企画書提出締切日時までに提出された応募書類の一部とみなされます。

### 4. 審査結果（採択・不採択の通知）

審査結果（採択・不採択）は、提案法人（共同企業体の構成員除く）の代表者に対し、2024年7月中旬を目途に、メールにて通知します。2024年7月15日（月）までに審査結果が通知されない場合は、ウクライナ・ビジネス支援事業窓口（ukraine\_minren@jica.go.jp）までお問い合わせください。

契約内容は提案内容（ご提出いただいた企画書）をもとにJICAと協議のうえ決定されるため、採択時点でJICAが見積内容を含む提案内容を全て承認、契約締結を確約しているものではありませんのでご了承ください。また、JICAは採否の理由を開示しておらず、提案法人が審査結果の決定に対して異議や苦情を述べたり再考を求めたりする手続はありません。また、JICAは、審査結果の決定に関連して、提案法人に生じた損害には一切の責任を負いません。

### 5. 採択案件の公表

「採択」と通知した応募については、案件名、対象分野、提案法人名（共同企業体の場合は全構成員名）、法人番号、法人の本店所在地をJICAウェブサイト上に公表するとともに、メディア等に対する積極的な情報発信を予定しています。また、JICAと採択企業との契約締結後には、契約に係る情報（契約先名等）を公表します<sup>8</sup>。採択企業の商号、所在地（本店及び本支援事業を実施する営業所）、担当者等その他重要事項について変更があった場合には、速やかにJICAに通知してください。

<sup>8</sup> 「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく対応です。リンクをご参照ください。<https://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>

## 第4 応募方法

### 1. 登録・応募書類提出

専用ウェブサイトにてログイン後、必要項目を登録し、応募書類の電子データを格納ください。操作方法等の詳細は参考資料「応募フォーム入力マニュアル」をご参照ください。応募書類の郵送や電子メールでの送付、持参による提出は受け付けません。また、応募書類に不備があった場合でも、提出締切後は書類の差替等はできません。

専用ウェブサイト：[応募 ID 発行 \(jica.go.jp\)](http://jica.go.jp)

提出締切日時：2024年5月15日（水）正午

### 2. 応募書類

- (1) 応募書類の構成は次のページのとおりです。応募書類の作成、提出に係る費用について JICA は負担しません。
- (2) 企画書、見積書等は、募集要項、同添付資料、関連する JICA ウェブサイト掲載情報等を理解・同意の上作成、提出されているものとします。なお、提出された応募書類の返却はいたしません。JICA で一定期間保管後処分します。
- (3) 応募書類は本支援事業の審査目的にのみ使用します。応募書類に含まれる個人情報等は、「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」等に従い、適切に管理し、取り扱います。ただし、応募書類と同時にご提出いただく連絡先については、採択時、JICA との契約期間中、または終了後も本支援事業に関するアンケート等へのご協力を依頼する際に利用させていただくことがありますので、予めご了承ください。

## 【提出必須書類】

	応募書類・様式	書類詳細・形式	備考
<input type="checkbox"/>	様式1 同意書	PDF形式	・ 共同企業体を構成する場合は、様式1の提出をもって確認します。
<input type="checkbox"/>	様式2 企画書	PDF形式	・ 様式2のコメントは削除して提出してください。
<input type="checkbox"/>	様式3 調査支援対象経費積算表	Excel形式	・ 記載要領は、別添資料3.調査支援対象費目を参照ください。
<input type="checkbox"/>	財務諸表(貸借対照表及び損益計算書) 直近3期分 (1期一年とする) 提案法人所定様式	PDF形式	・ 共同企業体を構成する場合は、全ての構成員について提出が必要です。 ・ 設立後3期経過していない場合は、確定している期を全て提出ください。 ・ 企業名(連結ではなく単体)が記載された貸借対照表と損益計算書を提出ください。
<input type="checkbox"/>	登記事項証明書(写)	PDF形式 法務局にて発行の「現在事項全部証明書」 発行日が公示日より3カ月以内のもの	・ 共同企業体を構成する場合は、全ての構成員について提出が必要です ・ 「履歴事項全部証明書」での提出も可能です。ただし、ウェブサイト上の提出のためファイルサイズの上限(10MB)あり。
<input type="checkbox"/>	納税証明書(その3の3)	PDF形式 税務署にて取得可能 発行日が公示日より3カ月以内のもの	・ 共同企業体を構成する場合は、全ての構成員について提出が必要です。 ・ 納税証明書(その3の3)をご提出ください。 ※ 市区町村発行の「法人事業税」等の納税証明書、納税時の領収書、納税証明書(その1)や(その3)等では受付できません。 ※ 「納税証明データシート」での提出も可能です。
<input type="checkbox"/>	※中小企業団体のみ 中小企業団体の設立 許認可書等	PDF形式	・ 当該法人が応募資格要件に当てはまる中小企業団体であることを示す、所管行政庁が交付する設立認可書の写し等を提出ください。



## 【任意提出書類】

	応募書類・様式	書類詳細・形式	備考
□	ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定書	PDF形式(認定書が複数の場合は、スキャン等にて、PDF1ファイルに統合ください。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組を推進するため<sup>9</sup>、以下の書面提出がある場合、審査に際して加味します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 女性活躍推進法に基づく「えるぼし認定」</li> <li>✓ 次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん認定・プラチナくるみん認定」</li> <li>✓ 若者雇用促進法に基づく「ユースエール認定」</li> </ul> </li> <li>・ これらの認定書類は代表提案法人のみが対象となります。</li> </ul>

## 3. 応募後の辞退

応募書類の提出後に応募を辞退する場合は、提案法人（共同企業体を構成する場合は代表法人）の代表者名で、辞退する旨を記載した書面（様式自由）を、電子メールに添付して、登録したご担当者の連絡先からウクライナ・ビジネス支援事業窓口（ukraine\_minren@jica.go.jp）宛に送付ください。

<sup>9</sup> 社会全体で、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組を進めるため、新たに、女性活躍推進法第20条に基づき、ワーク・ライフ・バランス等推進企業をより幅広く加点評価することを定めた「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」（平成28年3月22日付すべての女性が輝く社会づくり本部決定）に基づく。

## 第5 応募に係る諸条件

### 1. 本支援事業対象国

安全管理上の理由から、本支援事業の対象国であるウクライナへの渡航は認めていません<sup>10</sup>。代わりに、本支援事業では欧州地域等への渡航及び本邦招へいを認めます。渡航先を ODA 対象国に限定するものではありませんが、外務省海外安全情報（危険情報）（<https://www.anzen.mofa.go.jp/>）において「レベル 3：渡航は止めてください（渡航中止勧告）」「レベル 4：退避してください。渡航は止めてください（退避勧告）」と指定されている国又は地域や、JICA 安全対策措置（以下の【重要】を参照）にて「渡航禁止」とされている国又は地域は、JICA の安全管理上、原則、本支援事業の対象外となります。

#### 【重要】

JICAは事業を実施している国ごとに安全対策のルールとして「安全対策措置（渡航措置及び行動規範）」を定めています。

上記の外務省海外安全情報（危険情報）が「レベル1：十分注意してください」や「レベル2：不要不急の渡航は止めてください」に指定されている国や地域であっても、JICAの安全対策措置に照らし、事業実施可能場所や実施手段等に様々な制約のある場合があります。応募に際しては、必ず当該国のJICA安全対策措置をご確認の上、同措置を踏まえた事業提案をお願いいたします。

なお、応募受付後又は採択後であっても、対象国・地域の急激な治安悪化に伴う安全対策上の理由、感染症の流行等、健康管理上の理由や外交政策上の理由から、調査地域の変更を JICA が指示することがあります。調査地域の変更が適わない場合は不採択あるいは採択取消、採択後であれば事業実施不可となる場合もありますので、予めご了承ください。

#### JICA の「安全対策措置」の入手方法

以下の JICA の国別安全対策情報ウェブサイトからユーザー名及びパスワードを申請し、ダウンロードしてください。

<https://www.jica.go.jp/about/safety/rule.html>

### 2. スタートアップ企業による応募

スタートアップ企業の提案として応募する場合は、応募フォーム上で申告したうえで企画書別紙 2.外部資金調達実績を記入のうえ、提出してください。なお、本支援事業における「スタートアップ企業」とは、以下の①～③をすべて満たすと JICA が認める場合とします。

- ① 設立 15 年以下

<sup>10</sup> 2024 年 2 月 19 日付の外務省のウクライナ渡航措置の改定に鑑み、「第 1 事業の概要・募集内容」の 1.(2)に示すパイロット事業（P.2）の実施に当たっては、採択企業のウクライナへの渡航を可能とする方向で検討中です。

- ② 未上場
- ③ スタートアップ企業向け外部資金（ベンチャーキャピタルからの投資実績、公的機関からのスタートアップにかかる助成金や委託事業等）が500万円以上（複数ある場合は合算）あること。

スタートアップ企業としての応募と JICA が認める場合は、第 2.応募資格要件、第 1 項 (2) に記載の財務要件①及び③を免除します。

### 3. 案件を実施中の法人による応募

- (1) 他国における「中小企業・SDGs ビジネス支援事業」を実施中の法人（共同企業体を含む）による応募は可能です。新たに本支援事業に採択された場合は、実施中案件の契約期間継続中であっても、企業体制等を鑑みた上で契約締結を認めます。
- (2) 新たに本支援事業に採択された案件は、採択通知日から 3 か月以内に契約締結に至らない場合には、採択取消を行う事があります。

## 第6 応募に係る参考情報

### 1. 応募参考情報

以下のウェブサイトより対象国や分野別の開発援助方針が確認できます。

- 国別開発協力量針：  
外務省では、ODA 対象国ごとに国別開発協力量針を定めています。応募に際しては、国別開発協力量針に定める当該国への重点分野との整合性があることを確認ください。国別開発協力量針については、以下をご覧ください。

[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/kuni\\_enryo\\_kakkoku.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/kuni_enryo_kakkoku.html)

- ウクライナにおける取り組み：  
JICA のウクライナにおける取り組みについて、以下を参照ください。  
[ウクライナ | 海外での取り組み - JICA](#)

### 2. 情報セキュリティの管理

本支援事業の契約に関する以下の資料をウクライナ・ビジネス支援事業窓口から配布します。配布を希望される方は、代表アドレス（ukraine\_minren@jica.go.jp）宛に、「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」とタイトルを記載してメールをお送りください。なお、以下の資料は、採択された提案法人を除き、応募辞退後若しくは審査結果（不採択）通知後に、速やかに廃棄してください（受領とともにこの廃棄条件に同意いただいたものとしてします）。

- ・ 独立行政法人国際協力機構サイバーセキュリティ対策に関する規程
- ・ サイバーセキュリティ対策実施細則

### 3. 質問受付、お問合せ等

- (1) よくあるご質問と回答を、別添資料 6「FAQ（よくあるご質問と回答）」にまとめていますのでご参照ください。
- (2) 本募集要項について質問がある場合は、以下の質問フォームよりお問い合わせください。ただし、審査結果通知までは、個別の応募内容に関する質問及び相談には対応いたしかねます。
  - ① 質問受付期間： 公示日から 2024 年 5 月 8 日（水）正午まで
  - ② 質問フォーム： <https://minkanrenkei.jica.go.jp/regist/is?SMPFORM=mbme-malcme-f6bd777fa8c73eb70b454c1631e248dd>

- (3) 上記(2)の質問に対する回答は、随時（最終更新日は5月13日（月）17:00）JICAのウェブサイト（[https://www.jica.go.jp/priv\\_partner/announce/index.html](https://www.jica.go.jp/priv_partner/announce/index.html)）にて公開します。ご応募いただく場合は、ご自身の質問提出の有無にかかわらず右回答をご確認いただく事を推奨します。

以上